

意見の概要

(仮称) 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第8条第1項に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を受け付けた。4名の方から合計4件の意見が提出された。環境の保全の見地からの意見は3件、その他（事業特性）の意見は1件であった。

意見番号	分類	意見内容
1	大気環境、動物、植物、生態系等について	多くの自然や生き物が人間の手により破壊されてほしくありません。自然がなくなることによってそこに住む多くの生物が住めなくなり、緑がなくなることによって空気中の二酸化炭素をとり入れ酸素を出してくれる木々が減ってしまいます。 新しいものをつくるのではなく、今あるものを整備し、長く大切につかうことがこれから大切になってくると思います。新しい道路をつくることで環境を広くこわすことは絶対望みません。
2		道路が出ることによって、自然環境が破壊され今いる動物、植物など、人にも悪い影響をあたえます（排気ガス他） 今いろんな所で災害がおきている中、また自然をこわすことは良いこととはおもえません。道路が出来ることは反対します。
3		実家が湖西で自然が沢山あり、天然記念物の生き物もいます。これからの子供達の為にも豊かな自然を残したい。自然破壊をするべきではない。道路を作るのに絶対反対です。
4	事業特性	浜松湖西豊橋道路は、東名、新東名、三遠南信道路、名豊道路などと一帯となり、三遠南信地域の発展に寄与する道路なので、早く都市計画決定して、事業化すべきと思います。